

「空家等対策の推進に関する特別措置法第6条」に基づく

第二次多賀城市空家等対策計画

多賀城市

令和3年3月

目 次

| | | |
|----|----------------------------|----|
| 1 | 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2 | 本市における空家等の状況 | 2 |
| 3 | 課題 | 4 |
| 4 | 空家等対策の基本的な方針 | 5 |
| 5 | 空家等の調査に関する事項 | 8 |
| 6 | 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項 | 9 |
| 7 | 空家等及び除却した空家等の跡地活用の促進に関する事項 | 10 |
| 8 | 特定空家等に対する措置 | 11 |
| 9 | 住民等からの相談への対応に関する事項 | 14 |
| 10 | 空家等対策の実施体制に関する事項 | 15 |
| 11 | その他空家等対策の実施に関し必要な事項 | 18 |

※所有者等とは、「空家等の所有者又は管理者」（空家等対策の推進に関する特別措置法第3条）をいいます。
※本計画内に記載されている課名等の組織体制に関するものは、令和3年3月現在のものです。

1 計画策定の背景と目的

現在、我が国は人口減少の進行、超高齢社会に直面しています。生活スタイルの多様化、核家族化の進行に対応し築かれてきたこれまでの住宅ストックは、既に世帯数を大きく上回る状況となり、相続等で発生した利活用されていない空家等は年々増加しています。

なかでも、適切な管理が施されていない建物等は、倒壊等の保安上の危険をはじめ、衛生環境の悪化、防災・防犯上の不安等多岐にわたり社会生活に悪影響を与えるようになっており、本市にあっても管理不全による老朽空家等が散見され始めています。

このような全国的な状況を踏まえ、議員立法により平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号。以下「法」という。）が全面施行されました。法では空家等に関する計画的な対策の実施等については市町村の責務としており、本市では空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年3月に「多賀城市空家等対策計画」を策定しました。

本計画は、全国的に進行する「空家等」の増加について、法に基づき対策を講じる上で根幹をなすものであり、その内容は、空家等の「予防」、「活用」、「措置」を基本とし、市民、事業者、行政及び関係機関が相互の連携を図りながら、魅力あるまちの形成を目指し、空家等対策に取り組む方向性を示しています。

今後も既存住宅の老朽化や少子高齢化の進行に伴い、空家等の増加及び空家等問題の拡大が予想されます。このことから、「第二次多賀城市空家等対策計画」を策定し、総合的な空家等対策の更なる推進を図ります。

2 本市における空家等の状況

総務省が5年ごとに実施している住宅・土地統計調査によると、空き家率の全国平均は一貫して増加していることがわかります。宮城県においては平成25年に減少したものの、平成30年の調査では増加に転じています。

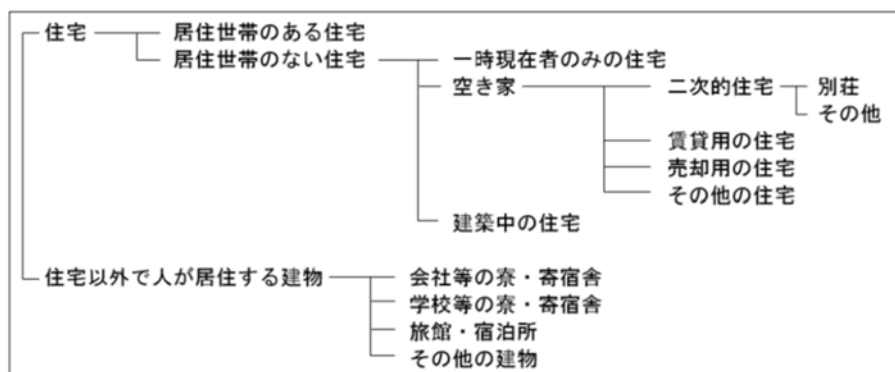
本市においても、平成25年に減少し、いずれの年でも全国及び宮城県の平均を下回っているものの、平成30年の調査では前回調査より0.7ポイント増加しています。

〔表1〕 空き家率の推移

| 調査年 | 地域 | 住宅総数 (戸) | 空き家総数 (戸) | 空き家率 (%) |
|-------|-------------|---------------|--------------|--------------|
| 平成20年 | 全国 | 57,586,000 | 7,567,900 | 13.1% |
| | 宮城県 | 1,013,900 | 138,400 | 13.7% |
| | 多賀城市 | 26,810 | 3,480 | 13.0% |
| 平成25年 | 全国 | 60,628,600 | 8,195,600 | 13.5% |
| | 宮城県 | 1,034,100 | 96,900 | 9.4% |
| | 多賀城市 | 27,370 | 2,460 | 9.0% |
| 平成30年 | 全国 | 62,407,400 | 8,488,600 | 13.6% |
| | 宮城県 | 1,089,300 | 130,500 | 12.0% |
| | 多賀城市 | 26,450 | 2,570 | 9.7% |

※「住宅・土地統計調査」の空き家の分類

空き家は「二次的住宅」、「賃貸用の住宅」、「売却用の住宅」、「その他の住宅」の4つに分類され、活用や処分の方針が定まっていない空き家は「その他の住宅」になります。



本市の空き家総数のうち、日常的に人が住んでおらず、利用目的が決まっていない、「その他の住宅」の割合は1%から2%台と比較的低い水準で推移しており、最も割合が高い空き家は賃貸用の住宅となっています。

〔表2〕 空き家の内訳の推移

| | | 住宅 総数 | 空き家 総数 | | | | |
|-------|-------------------|----------|-----------|------------|------------|------------|------|
| | | | 二次的 住宅 | 賃貸用の 住宅 | 売却用の 住宅 | その他の 住宅 | |
| 平成20年 | 戸数(戸) | 26,810 | 3,480 | 50 | 2,700 | 300 | 440 |
| | 住宅総数に 占める割合(%) | - | 13.0% | 0.2% | 10.1% | 1.1% | 1.6% |
| 平成25年 | 戸数(戸) | 27,370 | 2,460 | 50 | 1,640 | 10 | 760 |
| | 住宅総数に 占める割合(%) | - | 9.0% | 0.2% | 6.0% | 0.0% | 2.8% |
| 平成30年 | 戸数(戸) | 26,450 | 2,570 | 70 | 1,840 | 160 | 490 |
| | 住宅総数に 占める割合(%) | - | 9.7% | 0.3% | 7.0% | 0.6% | 1.9% |

※表の戸数は、一の位を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。

3 課題

本市の空家等対策を推進する上での課題について、これまでの取組や調査等から以下のように整理しました。

(1) 所有者等における課題

所有者等に売却や利活用等の意向が無く、空家等の放置によるリスクの認識が十分でないために空家等が放置され、結果として地域住民の生活環境に影響を及ぼすケースがあります。遠方に居住しているため、空家等の状況把握や維持管理が難しい、あるいは樹木剪定や空家等の修繕及び解体にかかる資金が工面できない等の理由で適切に管理されていない空家等もあります。

また、所有者等の高齢化が進み、特に単身者世帯においては、施設入所、死亡時の相続放棄等により所有者等が不在となるケースや、相続登記がされておらず所有者等が不明となり、空家等が適切に管理されず放置されるケースがあります。

こうしたことから、所有者等に対する空家等の適切な管理に関する情報提供や管理意識の醸成、適切に管理するための支援や相談等が適切に行われなかったことによる管理不全空家等への対応が必要であり、所有者等に対して、空家等の適切な管理や利活用等の相談支援の充実や、相続登記手続きの勧奨等が求められます。

(2) 中古住宅の流通・利活用における課題

市場性の低い中古住宅は流通・利活用に至らず、結果として適切に管理されない空家等となり、地域住民の生活環境に影響を及ぼすこととなります。

空家等の利用希望者と活用意向のある所有者等の間で情報が不足していることにより、ニーズを満たす空家等の利活用につながっていない状況があります。

このことから、空き家バンク等を通じた情報提供により、流通促進を図ることが求められます。

(3) 庁内関係各課の連携及び関係団体との連携

空家等における問題は多岐にわたることから、庁内関係各課で構成する連絡調整会議等により、空家等対策の推進に関し協議を行ってきました。

空家等問題においては、相続問題や資金面、所有者等の暮らし等も深く関係していることから、庁内関係各課の横断的な連携や関係団体との更なる充実した連携体制が求められます。

4 空家等対策の基本的な方針

(1) 空家等対策計画の対象とする区域

空家等対策計画の区域は、市内全域とします。

近年、本市においても、空家等の倒壊のおそれ、防災及び防犯上の不安や、敷地内の庭木や雑草の繁茂等、老朽化した管理不全の空家等の相談が市民等から寄せられています。

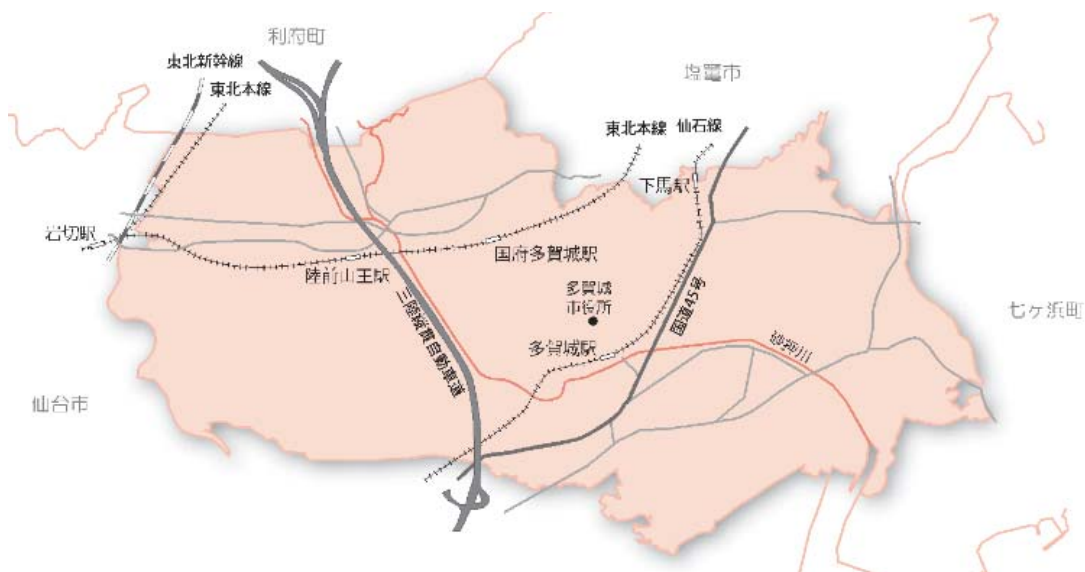
そのような相談があった都度、不動産登記簿情報等から、所有者等に連絡し、おおむね適切な対応がなされているものの、未相続、相続放棄や所有者等の管理責務放棄等により対応が困難な空家等が増加傾向にあります。

今後の社会構造として、人口減少を伴う超高齢社会を迎え、高齢夫婦のみの世帯や高齢者の一人暮らし世帯が更に増加することが見込まれ、本市においても、世代間継承がなされず、空家等が増加し、問題が顕在化してくることが想定されます。

このような現象は、大規模災害によるものとは異なり、特定の区域に集中して発生するものではなく、平成27年度に本市が実施した「空家等実態調査」においても、外観上管理不全及び老朽家屋等と判断された空家等が市内全域で散見されたことから、対策を講じる場合は、統一したルールを明確にした上で公平に行う必要があります。

また、適正に管理がなされていない空家等は、近隣の生活環境を悪化させるだけでなく、清潔なまちのイメージを減退させるとともに、不動産価値の低下、犯罪の誘発等、外部不経済を起こす要因となることから、市内全域を本計画の対象とし、対策を講じることとします。

空家等対策計画区域（市内全域）



(2) 対象とする空家等の種類

対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定する「空家等」とします。

この「空家等」には、法第2条第2項に規定する「特定空家等」も含まれます。

◆空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号）

○空家等

第2条第1項 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

○特定空家等

第2条第2項 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(3) 対策の基本的な方針

① 基本原則

空家等は、私有財産であることに鑑み、「所有者等自らの責任において適正に管理する義務を負う」との基本原則に立ち、公平な対策を講じるものとします。

また、所有者等の個人情報等は、慎重かつ最大限の配慮のもと取り扱います。

② 啓発活動

空家等の発生抑制のために、適正管理の手法の周知や啓発活動を推進します。

③ 相談体制

地域・住民からの通報・相談等の対応について、具体的、総合的に体制を組み、迅速な対応を図ります。

④ 早期対策

「早期発見・状況把握」、「所有者等への働きかけ」、「地域と連携した取組」の仕組みを構築し、具体的な対策が講じられるよう調査・研究に努めます。

⑤ 活用支援

支援制度や補助制度の調査・研究を行い、建物の管理や除却及び除却後の活用について、所有者等に対し、助言及び斡旋に努めます。

また、空き家バンク制度等を活用して空家等の情報を広く発信し、所有者等と利用希望者のマッチング支援に取り組みます。

⑥ 措置対応Ⅰ

地域や専門家に意見や協力を求め、所有者等に対し、空家等の活用方法も含めた適切な助言や指導を行うよう努めます。

⑦ 措置対応Ⅱ

「勧告」、「命令」、「代執行」は、所有者等の事情も含め、その客観性、公平性及び妥当性の観点から慎重に判断し行うものとします。

(4) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とします。

なお、本計画は、長期的な視点での対策実施が必要なため、計画期間中であっても、国の施策の動向、社会情勢等の変化に応じ、より効果的で効率的な実施に向けた見直しを行うこととします。

5 空家等の調査に関する事項

平成27年度に実施した空家等実態調査により、本市の空家等の状況について一定の把握を行いました。実態調査により把握した空家等については継続的な調査を行うとともに、市内全域を対象とする調査は、定期的を実施していくものとします。

(1) 空家等の調査方法

① 空家等の外観等調査

市内の空家等の状況を把握するため、電気、ガス、水道等事業者に対し定期的に使用状況等の情報提供を求め、現地外観調査を実施します。

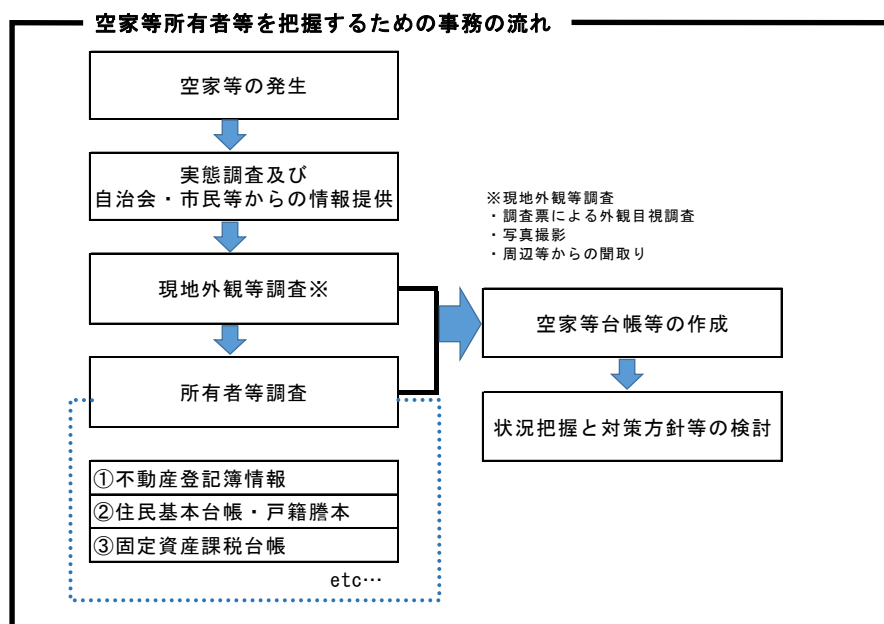
また、地域から空家等の情報が寄せられた場合は、随時調査を実施します。

② 空家等の所有者等調査及び意向調査

空家等と判断されたものについては、不動産登記簿情報、住民基本台帳、戸籍謄本又は固定資産課税台帳等の調査により、所有者等の把握を行うとともに、法務局等関係機関への協力を求めることとし、必要に応じて所有者等に空家等に関する意向調査を実施します。

(2) 空家等情報のデータベース化

収集した情報については、空家等台帳等を作成し、GIS（地理情報システム）等を活用しながら管理することとし、情報は関係各課等で共有します。



6 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

4 (3)①に規定する「空家等は、私有財産であることに鑑み、所有者等自らの責任において適正に管理する義務を負う」との基本原則を前提として、空家等が周辺地域等に及ぼす悪影響を抑えるため、空家等の発生抑制と管理不全の解消に向け、以下の取組を実施し、空家等が管理不全の状態^{かん}で放置されることを防止します。

(1) 【対策1】 所有者等への意識の涵養^{かん}

① 所有者等と地域、行政との連携

所有者等に対し、地域、関係団体及び行政が連携し、地域への外部不経済を起こす要因となる空家等の管理不全を抑制するため、地域からの情報等、様々な手段や機会を通じて、早期から所有者等に適切な維持管理責任について周知し、管理者意識の涵養^{かん}に取り組みます。

② 所有者等の意識の涵養^{かん}、理解の促進のための情報提供

市の広報誌やホームページ、自治会の回覧等を活用して、所有者等に空家等の適切な管理の重要性や管理不全の空家等が周辺地域に及ぼす諸問題について周知、啓発するとともに、空家等の所有者等に対して空家等に関連した相談体制や各種補助、税制等の仕組みに関する情報提供を行います。

(2) 【対策2】 相談体制の整備等

① 窓口相談体制の確立

一元化した窓口で空家等に関する様々な情報提供や相談を受け、関係各課等や関係機関等への案内を行うことで、空家等の解消に向けた具体的な対応に努めます（詳細は、「9 住民等からの相談への対応に関する事項」を参照）。

② 各種関係機関によるサービスの情報収集

空家等の管理、活用、処分やそれらの手続等に関する所有者等の相談に適切に対応するため、各種関係行政機関や公益社団法人、NPO法人等の各種団体によるサービスの情報収集を行います。

7 空家等及び除却した空家等の跡地活用の促進に関する事項

基本的には、不動産業の流通市場で利活用の推進が図られるものと考えられることから、相談体制の構築等、関係各課等の空家等の利活用に向けて、以下の支援等の推進に取り組めます。

(1) 空家等の活用促進に関する情報提供

市のホームページ等で、所有者等への空家等の様々な活用に関する情報提供に努めます。

また、空き家バンク制度を活用し、所有者等が売買又は賃貸を希望する市内の空家等情報をホームページ等で広く発信することで流通を促進し、空家等の発生予防及び利活用の推進を図ります。

※空家バンク制度：空き家を売りたい又は貸したい方が市へ空き家物件を登録し、市はその情報をホームページ等で公開し、空き家を買いたい又は借りたい方へ情報提供する制度

(2) 活用が困難な空家等の活用・流通の促進

地域の環境悪化や活力の低下等を防ぐため、不動産仲介業者その他関係事業者団体に協力を求める等により、活用が困難な空家等の除却を促し、跡地の面的な一体活用を検討し流通を促します。

また、関係団体や関係各課等での各種支援事業等による利活用への提案や地域に応じた柔軟な利活用促進対策を検討します。

(3) 空家等の活用に関する調査研究

空家等の利活用に関して、関係各課及び自治会等と連携し、地域資源としての利活用等、有効な手法について調査・研究を行います。

(4) 市街化調整区域等での空家等の活用

市街化調整区域の空家等は法令等の制限を受けるため、一般の市場には流通しにくい状況があります。市街化調整区域内の空家等の利活用については、関係部署等と連携し、慎重に対応を検討します。

8 特定空家等に対する措置

特定空家等についても、私有財産であることに鑑み、4(3)①に規定する基本原則を前提とし、所有者等が自らの責任において、改善及び解決を図ることとした上で、措置を講じる必要がある場合は、特定空家等の管理状況、所有者等や周辺住民の事情、悪影響の範囲と程度、危険等の切迫性を考慮しつつ、慎重に判断するものとします。

(1) 措置の方針

① 特定空家等の判断

特定空家等に該当するか否かの判断については、国土交通省が公表した「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に準拠し、多賀城市空家等庁内連絡調整会議で協議した上で多賀城市空家等対策推進委員会及び多賀城市空家等対策協議会（詳細は、「10 空家等対策の実施体制に関する事項」を参照）に諮り、慎重に行うものとします。

② 措置の優先

特定空家等のうち、周辺建築物や道路又は不特定の者に対して悪影響を及ぼすもの若しくはその恐れが高いものから優先して措置を行うものとします。

(2) 措置の実施

手続きについては、〔表3〕「措置に関する業務の基本的な流れ」のとおりとします。

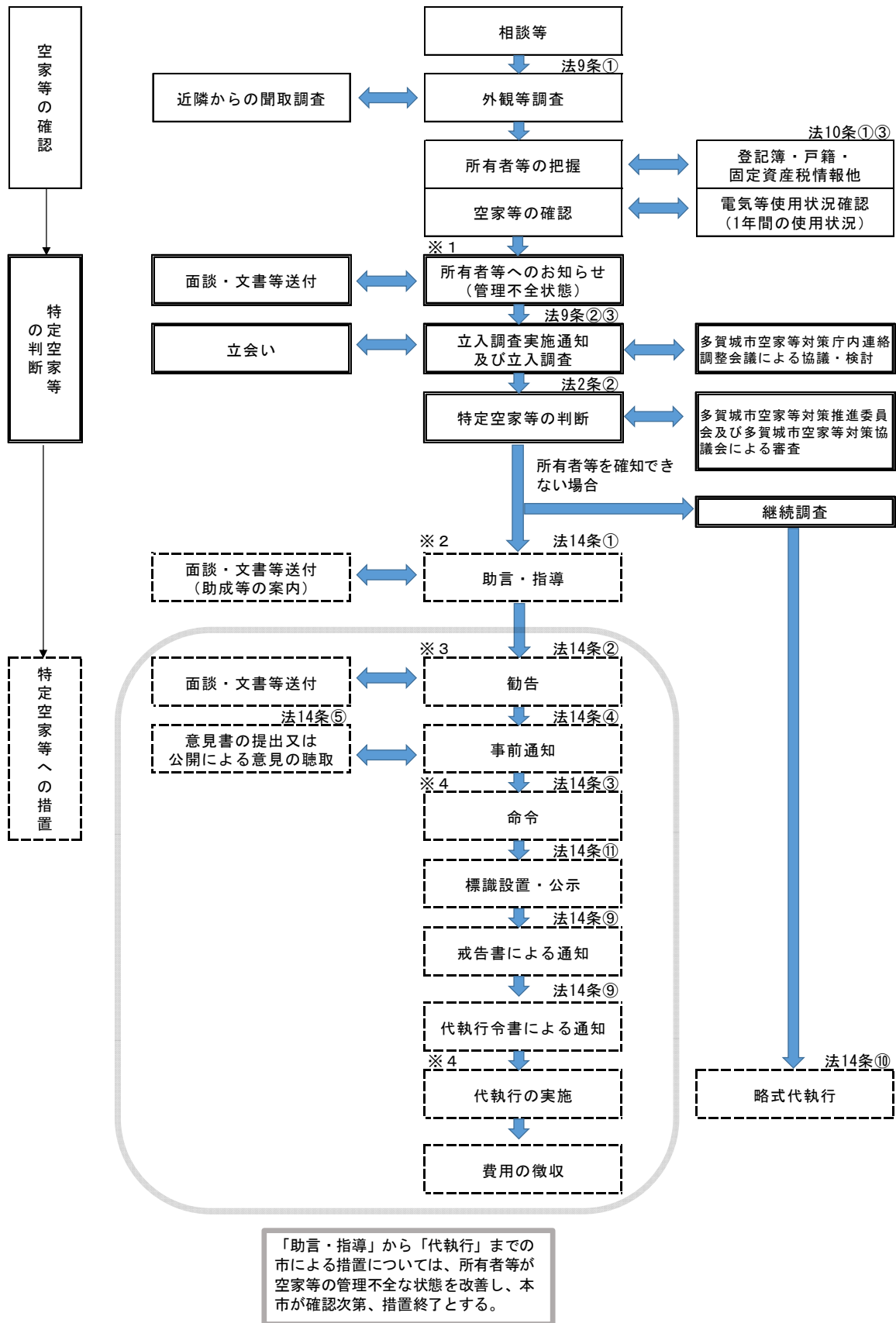
(3) 税制上の措置

〔表3〕「措置に関する業務の基本的な流れ」※3の勧告を行うことで、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2及び同法第702条の3に規定する「住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置」（以下「固定資産税等の住宅用地特例」という。）が適用されなくなることから、勧告前に所有者等の意向を聴く機会を設け、対応を促すものとします。

(4) その他の対応

台風等により、瓦等の飛散や家屋等の倒壊のおそれがあり、周辺住民等への影響が想定される場合は、所有者等に連絡の上、応急の措置等を講じることを基本とします。

〔表3〕「措置に関する業務の基本的な流れ」



- ※1 所有者等へのお知らせについては、「8 特定空家等に対する措置」において示すように、自らの責任において改善等を行う必要があります。そのため、所有者等と連絡を取り、所有者等の現状や空家等への考え方を把握し、必要に応じて相談窓口や活用できる助成制度を紹介すること等により、解決を図っていくこととします。
- ※2 助言・指導については、周辺住民の生活環境や把握した所有者等の事情等を勘案し行うものとします。
- ※3 勧告を行うことにより、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2及び同法第702条の3に規定する「固定資産税等の住宅用地特例」が適用されなくなることから、勧告前に意向を聴く機会を設け、慎重に判断するものとします。
- ※4 命令・行政代執行については、不利益処分であるため、客観性、公平性及び妥当性があるかどうかを判断し、慎重に行うものとします。

9 住民等からの相談への対応に関する事項

(1) 総合窓口

周辺に悪影響を及ぼしている空家等に対する周辺住民からの苦情、相談の受け付けや担当課、各関係機関への案内等に迅速に対応するため、窓口を市民経済部生活環境課に一元化します。

(2) 相談体制

空家等対策を実施していく中で起こり得る多岐にわたる相談に対し、業務を担当する関係各課等が適切に対応します。

また、空家等の利活用に関する専門業者への相談等については、外部関係機関等との連携により、空家等の所有者等に必要な情報を提供できるよう努めることとします。

10 空家等対策の実施体制に関する事項

(1) 〔表4〕庁内の組織体制及び役割

| 部課名 | | 役割（対応すべき事項） |
|-------|-----------|---|
| 市長公室 | 行政経営担当 | (b) 移住定住の促進施策としての利活用に関する対応 |
| 総務部 | 地域コミュニティ課 | (a) 特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置に関する対応 (a) 地域における空家等の情報に関する対応 (a) 地域の空家等に関する連携や対策に関する対応 (b) コミュニティの推進、充実施策に関する空家等の利活用に関する対応 |
| | 交通防災課 | (a) 特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置に関する対応 (a) 警察・消防との連携に関する対応 (a) 防災・防犯上対策が必要な空家等に係る措置及び啓発に関する対応 |
| 市民経済部 | 生活環境課 | (a) 特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置に関する対応 (a) 空家等対策計画の策定及び改正に関する対応 (a) 空家等の実態調査に関する対応 (a) 空家等に関する市民等からの総合窓口、空家等の樹木、雑草の繁茂に関する対応 (b) 空き家バンクの運営 (c) 空家等の情報収集及び管理等に係る情報発信や啓発に関する対応 |
| | 市民課 | (c) 死亡届受理時等における建物、土地（農地等含む）所有者の相続登記手続きの意識啓発に関する対応 |
| | 税務課 | (a) 特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置に関する対応 (a) 納税義務者及び土地・家屋所有者情報の把握、提供に関する対応 (a) 相続人等調査等賦課に関する対応 (a) 勧告した特定空家等に係る固定資産税等の住宅用地特例解除に関する対応 (c) 固定資産税納税通知書等送付時の相続登記に係る普及・啓発に関する対応 |
| | 収納課 | (d) 空家等に係る相続人等対応時の連携及び情報提供に関する対応 |
| | 商工観光課 | (b) 商工業の振興施策としての空家等（店舗・工場）の利活用に関する対応 |
| 保健福祉部 | 社会福祉課 | (b) 障害者（児）福祉の推進施策としての空家等の利活用に関する対応 |
| | 生活支援課 | (b) 生活困窮者自立支援制度の推進としての空家等の利活用に関する対応 |
| | 子育て支援課 | (b) 子育て支援の充実施策としての空家等の利活用に関する対応 |
| | 介護福祉課 | (b) 高齢者福祉の推進施策としての空家等の利活用に関する対応 |
| 建設部 | 都市計画課 | (a) 特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置に関する対応 (a) 建築基準法での対応に係る県との調整対応 (a) 耐震化に伴う改修制度の活用促進に関する対応 (b) 住宅セーフティネット制度の活用促進に関する対応 |
| 教育委員会 | 教育総務課 | (d) 通学路の安全に関する対応 |
| 上下水道部 | 企業経営課 | (d) 水道利用状況等の情報提供に関する対応 |
| 関係各課等 | | (d) 担当業務に係る事象に関する対応 |

※ 「(a)…適正管理対策 (b)…利活用対策 (c)…発生予防対策 (d)…情報提供/その他」を示す。

(2) 【表5】その他関係団体窓口一覧

| 対応内容 | 団体名 |
|----------------|---------------------|
| 解体に係る相談 | 宮城県解体工事業協同組合 |
| 登記や法律に関する相談 | 宮城県行政書士会 |
| | 宮城県司法書士会各相談センター |
| | 宮城県土地家屋調査士会 |
| | 仙台弁護士会各相談センター |
| 不動産売買、賃貸に関する相談 | 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会 |
| | 公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部 |
| | 一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会 |
| 建物診断や改修に関する相談 | 一般社団法人宮城県建築士事務所協会 |
| | 一般社団法人宮城県建築士会 |
| | 一般社団法人古民家再生協会宮城 |

※平成29年3月宮城県土木部住宅課作成 「空き家等相談対応マニュアル」より

(3) 多賀城市空家等対策協議会

空家等対策を実施するに当たり、意見聴取及び協議を行うため、次に掲げる事項について調査・協議します。

- ① 法第6条に規定する空家等対策計画に関すること。
- ② 特定空家等の該当性に関すること。
- ③ 法第9条第1項及び第2項に規定する立入調査等の方針に関すること。
- ④ 法第14条に規定する特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- ⑤ その他空家等の対策に関して必要な事項

※多賀城市空家等対策協議会は、市長のほか委員10人以内で組織します。

【表6】協議会委員の区分

| 区分 | 備考 |
|----------|---------------|
| 学識経験者 | 法務/不動産/建築/福祉等 |
| 地域団体代表 | 自治会（代表） |
| 関係行政機関職員 | 法務局/消防/土木事務所等 |

(4) 多賀城市空家等対策庁内連絡調整会議及び多賀城市空家等対策推進委員会

空家等の対策は多岐にわたることから、分野横断的な連携を図る必要があるため、庁内連絡調整会議により情報交換や対策、事案や事業、特定空家等に関する内容を協議した上、多賀城市空家等対策推進委員会に諮るものとします。

組織体制は【表7】【表8】に示すとおりです。

〔表7〕多賀城市空家等対策庁内連絡調整会議

| 庁内連絡調整会議構成課等 | |
|--------------|-----------|
| 市長公室 | 行政経営担当 |
| 総務部 | 総務課 |
| | 地域コミュニティ課 |
| | 交通防災課 |
| 市民経済部 | 生活環境課 |
| | 市民課 |
| | 税務課 |
| | 収納課 |
| | 商工観光課 |
| 保健福祉部 | 社会福祉課 |
| | 生活支援課 |
| | 子育て支援課 |
| | 介護福祉課 |
| 建設部 | 都市計画課 |
| 教育委員会 | 教育総務課 |
| 上下水道部 | 企業経営課 |

〔表8〕多賀城市空家等対策推進委員会

| 空家等対策推進委員会構成員 |
|-----------------|
| 市長公室長補佐（行政経営担当） |
| 総務部次長 |
| 市民経済部次長 |
| 保健福祉部次長 |
| 建設部次長 |
| 教育委員会事務局次長 |
| 上下水道部次長 |

1.1 その他空家等対策の実施に関し必要な事項

その他空家等に関して、「予防」「活用」「措置対応」を基本とし、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」及び「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に基づき、より効果的な手法を常に模索し、対策を講じることとし、その結果を検証の上、当計画の見直しを行います。

また、当計画に定める対策を効率的かつ効果的に実施するための行政施策を検討し、実施していきます。

